



られているため、引き継ぎ等が必要がある場合、町職員を派遣することができません。

非常勤職員って？

●非常勤職員に雇用期限があるのはなぜ？

南部町は条例によって非常勤職員の雇用期間を3年と定めています。これは法律上、一般的に3年間を超えて雇用することは、正職員とすることが求められているためです。現在の非常勤職員をすべて町の正職員として雇用するには、町の職員定数計画・財政負担の面から困難です。

保育士の6割を占める非常勤職員が3年ごとに不安定な立場となり、雇用が確保できなくなると、保育の継続性を保つことができなくなると考えています。



保育園民営化・これまでの経緯

H20年 12月	12月議会：「南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の職務条件等に関する条例」制定 ・非常勤職員の任用期間は1年間、更新は2回まで
H21年 9月	9月議会：保育園民営化による保育人材確保と多様な保育展開を答弁
12月	12月議会：民営化の検討を答弁
H22年 3月	3月議会：民営化の選択肢 <small>せんたくし</small> と指定管理者による公設民営について答弁
6月	6月議会：民営化のコスト、指定管理先の選択肢について答弁
9月	9月議会：民営化の手法について答弁 ・民営化対象園2園（さくら保育園、つくし保育園） ・公設民営（指定管理）方式 ・委託先を社会福祉法人伯耆の国を想定 ・指定管理開始を平成24年4月までに実施
	保育園保護者代表への説明会
10月	保育園非常勤職員に対する説明会 保育園正規職員に対する説明会 保護者説明会（4会場：さくら・ひまわり・すみれ・つくし保育園）
11月	議会全員協議会：保育園民営化の考え方について説明 非常勤職員に対する身分移管についての説明会
12月	保護者対象アンケート 12月議会：民営化実施方針について答弁
2月	保護者説明会（2会場：プラザ西伯、総合福祉センターいこい荘）